

○使用規則

【使用時間】

◎午前9時から午後9時まで

※年末年始を除く。

ただし、大通りを交通規制して実施するイベントについては、予め市観光振興課と協議し、周辺住民に十分周知の上、午後10時まで使用を可とする。

【使用制限】

◎公の秩序・風俗を乱すおそれのある行為や他人へ危害・迷惑をかける行為。

◎広場内・附属設備等の損傷・汚損のおそれがある行為。

◎火災・爆発など危険を生ずるおそれのある行為。

◎許可なくはり紙・ポスター等の掲示、広場内への車両乗入等の行為。

◎その他広場の管理上支障があると認める行為。

【留意事項】

◎許可された使用時間を遵守すること。

◎山車会館の開館中（午前9時から午後5時）は、山車会館入館者の入場を妨げないように、導線を必ず確保すること。

◎調理を行う場合は必ず足元を養生（特に油污れ防止）すること（提供場所を含む）。

◎火気使用の際は、消防署に必ず届け出を行い、消火器を設置すること。

◎危険物品(発電機等)持込みの際、燃料の使用法等法令を遵守し、安全に十分留意し使用すること。（ボンベは転倒防止処置を行い、危険物品から2m以上離すこと。原則としてガソリンを燃料とする携帯発電機の使用は行わないこととするが、送電設備が無い場合で、やむを得ず使用する場合には、消火器を配置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。また、必要に応じロープ等で観客等から隔離し、運転中の給油は絶対に行わないこと。）

◎イベント開催中は、誘導員などスタッフを配置すること。

◎テントを建てる場合は、脚に重り等を設置し、転倒防止策をとること。

◎天候状態や施設の不具合等により、施設管理者から施設使用の全て又は一部の中断・中止を求める場合があるので、応じること。

◎使用期間中(設営、撤去時を含む)の事故及び物品・設置物等の盗難・破損等に関して、市は一切の責任を負わない。必要に応じて使用者が保険等に参加すること。

◎電気料金は、使用者が栃木市観光協会へ1日一律1,000円を支払うこと。

◎電源を仮設する場合には、事前に相談すること。

◎水道を利用する場合は、使用する1週間前までに、使用者（主催者）が下記連絡先に電話連絡の上、開栓の手続きをすること。

連絡先：0282-25-2100（栃木市上下水道料金お客様センター）

※開栓の手続きを行った段階で上下水両方の料金が発生いたしますので、下水を利用しない場合は、その旨必ずお伝えください。

◎使用期間中は問い合わせに対する窓口を設置し、近隣等からのクレームや第三者との

トラブル等が発生した場合は、使用者の責任及び負担において対応・解決すること。
また、その対応内容を報告すること。

◎事前の打合せ、設営や撤去、イベント時の使用方法(音量の調整等)を遵守すること。

【音・光の制限】

◎近隣住民や店舗の迷惑とならないよう、音量や光等の配慮をすること。

※環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」

敷地境界線上において65デシベル以下(午前6時-午後10時)

なお、山車会館に関係の深いお囃子の演奏等において、基準値を超えることが想定される場合には、予め市観光振興課と協議し、周辺住民に十分周知の上、時間を限定するなど配慮して使用すること。

◎山車会館の上映を妨げるような大音量や振動を伴う過度な重低音、過度な光は使用しないこと。(重低音を発するスピーカーやそれに準ずるものは使用できない。)

◎音響の使用は原則午前10時から午後8時までとする。

ただし、大通りを交通規制して実施するイベントについては、予め市観光振興課と協議し、周辺住民に十分周知の上、午後9時まで音響の使用を可とする。

リハーサル(音のチェック等)は午前9時から可とする。

◎演奏中に苦情があった場合は、音量を下げるまたは曲目等を変更するなど対応すること。改善されない場合には演奏を中止させる場合がある。

【蔵の街市民ギャラリー前トイレの使用】

◎トイレは、蔵の街市民ギャラリー前トイレを使用すること。(山車会館内のトイレは入館者のみ)

◎使用者は、トイレトペーパーの補充や定期的な清掃を行い、清潔に保つこと。

◎利用可能時間は午前9時～午後5時(12月29日～1月3日は除く)

※利用可能時間外は、万町ポケットパーク(蔵の街大通りの東側)のトイレを使用してください。

◎多くの集客が見込まれる場合には、使用者が仮設トイレを設置すること。

【施設備品等の管理・原状回復義務】

◎テーブル使用の際、汚れが予想される場合はテーブルクロス等を使用すること。また、広場が汚れないようにシート等を敷くこと。

◎許可を受けていない備品は使用しないこと。

◎施設内においては養生テープを使用し、ガムテープは使用しないこと。

◎イベント開催時は、ゴミ箱等を設置し、ゴミ等は使用者が処分すること。

◎使用終了後は原状回復・清掃をし、市観光振興課の点検を受けること。

◎施設・附属設備等の使用の際は、損傷・汚損・紛失のないように注意すること。

損害が生じた場合は弁償すること。また、使用者が損害弁償しない場合は、市が代行しその費用及び、弁償しないことによって生じた損害の賠償を使用者へ請求する。

◎蔵の街市民ギャラリー前には、イベント設備の設置や駐車を絶対にしないこと。

【その他】

- ◎市ホームページ内「とちぎ山車会館前広場」ページのカレンダーへの情報掲載に協力すること。（イベント内容、開催時間、主催団体名、連絡先等）
- ◎使用日の2週間前までに、別紙2にある山車会館の近隣住民等に対し、チラシ等を持参してあいさつに回り、周知の協力を依頼すること。
- ◎使用規則をイベント関係者に周知し、使用規則を遵守させること。
- ◎使用料は、使用許可日から1ヶ月以内に管理者が発行する納付書により納付すること。
- ◎既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- ◎使用者が指示に従わない、改善及び解消が認められない等と判断した場合には、イベントを中止し、次回より使用を断る場合がある。
- ◎イベントが中止又は延期となった場合等、使用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、市はその責任を負わない。
- ◎その他、必要な事項については栃木市行政財産使用料条例に基づき処理する。

【参考】使用料金（令和6年度）

項 目	料金（1日）	備 考
北側 （石畳部分から北側）	3,052 円（営 利） 2,484 円（非営利）	小屋掛け部分を含む
南側 （南側コンクリート部分）	2,596 円（営 利） 2,076 円（非営利）	
小屋掛け部分	889 円（営 利） 753 円（非営利）	
電気料金	1,000 円	栃木市観光協会に支払う
上下水道料金	別 途	個別で臨時開栓手続きが必要
テント	無 料	ワンタッチテント10張
ベンチ・テーブル	無 料	ベンチ56台、テーブル28台